

東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査実施要項

第1条 この要項は、東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規程（以下「規程」という。）に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科教員（以下「教員」という。）の資格再審査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 再審査の対象者は、審査が行われる年度の前年度末までに連合農学研究科の主旨導教員資格又は指導教員資格を取得し当該年度も継続して資格を有する者とする。

第3条 再審査実施年度の年度末において63歳以上となる教員については、再審査を免除するものとする。

第4条 再審査は、所定の6年間の研究業績に基づき行うものとする。対象期間は代議委員会で定めるものとする。

第5条 再審査に合格するための要件は、「教員の指導資格再審査に係る全学共通基準」とする。ただし、別に定める認定基準を満たす学術誌に掲載された論文を業績として加える事が出来るものとする。

第6条 規程第5条第1項に規定する委員のうち申請書類により資格喪失が予想される者は、資格再審査委員から除外する。

第7条 主旨導教員資格者が要件（第7条及び第8条に定める要件とする。以下同じ。）を満たさない場合は、主旨導教員資格を喪失し、指導教員資格者となる。ただし、指導教員資格の要件も満たさない場合は、資格を喪失する。

第8条 指導教員資格者が要件を満たさない場合は、資格を喪失する。

第9条 再審査の結果資格を喪失した者が、現在主旨導教員又は副指導教員として連合農学研究科の学生の指導を行っている場合には、当該学生の在籍期間に限り、主旨導教員又は副指導教員として当該学生を指導することができるものとし、資格の喪失を保留する。ただし、当該要件を満たし再度資格を得るまで、当該資格では新たに学生を指導しない教員として取り扱うものとする。

第10条 再審査の結果、資格を喪失した者が、再審査の結果通知を受けた後に資格取得の要件を満たした場合には、新規資格取得者の審査日程に合わせて、資格の再審査を申請出来るものとする。なお、その際には、申請の時点から遡り6年間の業績を対象として資格要件を審査する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査実施要項（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則(平成29年3月1日)

この要項は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降の東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査から適用する。

附 則(令和5年4月1日)

この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降の東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査から適用する